

令和8年度採用 会計年度任用職員（集落支援員）募集要項

受付期間 令和8年9月24日（木）から令和8年10月2日（金）

東成瀬村では、以下の内容で会計年度任用職員を募集します。

1 募集職種

- ・集落支援員（東成瀬村役場企画課勤務）1名

2 業務内容

- ・集落の見回り、地域住民との話し合い、行政及び関係団体と連携した地域支援活動
- ・公共ライドシェア運行などによる住民の生活に必要な地域交通を確保する活動

3 応募資格

- （1）令和8年4月1日現在年齢18歳以上の方
- （2）欠格事項（地方公務員法第16条の規定により以下に該当する方は応募できません。）
 - ・禁固刑以上に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・東成瀬村において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- （3）普通自動車免許（AT限定可）を有し、実際に運転できる方
- （4）地域の活性化に興味があり、地域運営組織の担い手として勤務し、地域課題の整理、地域力の維持・活性化の取り組みができる方
- （5）基本的なパソコン操作（Word、Excel、PowerPointを利用した資料作成等）ができる方

4 応募方法

- ・「東成瀬村会計年度任用職員任用申請書」及び「東成瀬村会計年度任用職員エントリーシート」を役場総務課に提出してください。
- ・申請書は役場総務課で配布しています。
- ・資格等が必要な職種の場合、申請書と合わせて免許証等の写しも提出してください。
- ・選考過程で卒業証明書等の提出を求めたり、関係機関に照会したりすることがあります。
- ・提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

5 受付期間

令和8年9月24日（木）から令和8年10月2日（金）

窓口提出の場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日（休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和8年10月7日（水）午後5時15分まで到着したものに限り受け付けます。

6 選考方法

第一次選考・書類審査

書類審査の上、結果を応募者全員に文書で通知します。
通知は、受付終了日から2週間以内に郵送します。

第二次選考・面接審査

書類審査合格者について面接審査を実施します。

第二次選考は、東成瀬村内の会場で実施予定です。詳細な日時・会場等は、第一次選考結果を通知する際にお知らせします。

7 任用内定

選考結果に基づき、令和8年10月下旬を目途に任用内定通知を送付します。

※電話によるお問い合わせにはお答えできません。

8 任用期間

- ・ 任期は令和8年11月1日から令和9年3月31日までとなります。
- ・ 任期は、年度単位で更新します。その際、活動に取り組む姿勢、活動成果等を勘案し、継続更新についての判断を行います。

9 給与・報酬・手当等。

月額報酬は「東成瀬村集落支援員設置要綱」に基づき支給します。その他、「東成瀬村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」等に基づき期末手当、費用弁償等が支給されます。

10 休暇等

休暇は、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に基づき、常勤の一般職に準じて付与されます。

11 社会保険等

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険は、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定めるところにより、必要な要件を満たした場合に加入します。

12 その他留意事項

申請に際し、「東成瀬村会計年度任用職員について」を必ずお読みください。

お問い合わせ先

東成瀬村役場企画課 集落支援員担当

〒019-0801 東成瀬村田子内字仙人下30-1

電話 0182-47-3402